

家電リサイクル法対象製品の指定引取場所の変更について

発行日
平成 30 年 11 月 1 日

お問い合わせ先
生活環境課 ごみ減量推進係 ☎ 22-1700 内線 2273

家電リサイクル法対象製品（エアコン・室外機、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）の指定引取場所が、**平成30年12月1日から変更になります。**

【変更前】 小諸市大字和田 4 6 4 番地 2
信州名鉄運輸株式会社 佐久支店



【変更後】 東御市祢津字砂田 1 1 8 4 番地 3
小柳産業株式会社 東御倉庫



よろしくお願
い
します！



小諸市ごみ減量
キャラクター
減ちゃん

- 家電リサイクル法対象製品の処分方法については、「平成 30 年度小諸市ごみ・資源収集カレンダー」の 18 ページをご覧ください。
- 運搬が困難な場合は、一般廃棄物収集運搬許可業者に依頼してください。
- クリーンヒルこもろでは、家電リサイクル法対象製品の引き取りをしておりませんので、ご注意ください。
- ご不明な点は、生活環境課ごみ減量推進係までお問い合わせください。